

さいたま市地域労働者福祉協議会 2024 年度政策制度要請回答

1. 企業における生物多様性保全活動の推進と支援

私たちの暮らしや経済は、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。

2022年12月開催の生物多様性条約締約国会議（CBD COP15）では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が決定されました。同枠組において事業者は、気候変動対策、過剰消費の削減、持続可能な生産、生物多様性への投資等の取り組みを進めることで、ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進に寄与することが期待されています。

企業は、企業活動を通じて国内外の生態系に依存していること、また生態系に大きな影響を与えていること、さらに、製品やサービスを通じて消費者とも繋がったり市場を変革したりするという重要な役割を担っています。また、近年、短期的に得られる利益だけではなく、生物多様性配慮を含む ESG 対応をベースとした持続的成長性への期待が、企業の価値評価へ大きな影響を与えるようになりつつあります。

企業における推進活動を加速させ、その取り組みを評価する観点から、さいたま市の様々な事業等の入札・契約において、生物多様性の保全や自然資本の持続的利用等を加点要素とするよう要請します。

【回答】 財政局 契約管理部 契約課

本市の建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、環境等への配慮として公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した ISO14001 の認証を取得している場合、若しくは一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合について、発注者別評価項目として加点を行っております。

また、総合評価方式においても、ISO14001 又はエコアクション21を取得している場合について、環境への配慮として評価項目を設定しております。

生物多様性の保全や自然資本の持続的利用等への加点につきましては、既存の評価項目との均衡を失しないようバランスを考慮しながら、入札参加者を限定することにならないよう他市等の取組状況を見定めて慎重に検討してまいります。

【回答】 財政局 契約管理部 調達課

本市の業務委託に係る競争入札参加資格審査の等級区分において、環境等への配慮として JAB 又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した ISO14001 の認証を取得している場合、若しくは一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合について、発注者別評

価項目として加点を行っております。

生物多様性の保全や自然資本の持続的利用等への加点につきましては、既存の評価項目との均衡を失しないようバランスを考慮しながら、入札参加者を限定することにならないよう他市等の取組状況を見定めて慎重に検討してまいります。

2. 適切かつ持続的な医療提供体制の構築

埼玉県の人口10万人当たりの医師数は、全国平均に比べ低い水準にあり、また、医師の都市部への集中などによる地域偏在や、産科、小児科、救急等を担当する医師が少ないなどの診療科偏在への対応も課題となっています。同様に、看護職員についても、人口10万人当たりで見ると全国平均を大きく下回っている状況にあります。将来の医療需要を踏まえ、適切かつ持続的な医療提供体制を構築していくためには、各医療機能に対応できる医療従事者を確保していく必要があります。

また、救急医療体制においては、三次救急医療機関である救命救急センターの数は年々増加していますが、一方で、二次救急医療機関の数はほぼ横ばい、むしろ減少傾向にあることが指摘されており、このことは、高齢者の救急利用の増加、急性な疾患や外傷患者の受け入れにおいて、特定の病院や医師・看護師が過度な負担を強いられていることを意味しています。

市民の誰もが、いつでも必要な医療サービスを安全・安心に受けられるよう、地域偏在と診療科偏在の解消、そのための医師・看護師不足の解消ならびに二次救急医療機関の拡充を要請します。

【回答】保健衛生局 保健部 地域医療課

地域偏在と診療科偏在の解消、そのための医師・看護師不足の解消につきましては、厚生労働省において、将来の医師需給推計を基に医学部定員や医師偏在対策等について検討が行われており、また、埼玉県では第8次埼玉県地域保健医療計画で医療従事者の確保等の計画を策定したところです。

本市といたしましては、国等の検討状況を注視し、医師確保計画を策定している埼玉県に協力するとともに、本市も参加している全国衛生部長会や大都市衛生主管局長会において、医師、看護職員の確保対策を推進するための措置を講じることや、そのために必要な予算措置をすることを、引き続き国に要望してまいります。

また、本市の二次救急医療体制につきましては、入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応する医療の確保のため、市内の二次救急医療機関と連携し、病院群輪番体制を整備しているところです。今後も二次救急医療を取り巻く動向に注視しつつ、限られた医療資源を有効活用するために、市内の医療関係者と連携し、市民の皆様が安心して医療を受けられる体制の整備を進めてまいります。

3. 学校教育における包括的性教育の推進

現在の学習指導要領の「はどめ規定」の存在により、若い世代の性に関する知識不足や社会全体のジェンダーに対する知識・理解不足に加え、そもそも性に関するリスクから子どもを守る仕組みが手薄になっていると言わざるを得ません。

子どもたちは様々な性の困りごと・悩みを抱いたときに SNS などに頼っている状況ですが、SNS などには誤情報が氾濫しており、性感染症や性犯罪、そして性暴力、また予期せぬ妊娠や中絶、デート DV などに発展してしまうケースも少なくありません。

児童生徒が、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ために、発達段階に応じた包括的性教育を実施するよう次の事項を要請します。

- (1) 学校教育活動全体を通じて「包括的性教育」の実践を図ること。そのための授業時間数の確保や教職員の資質向上及び負担軽減措置を推進すること。
- (2) 包括的性教育を実施するための教育現場の環境整備など、多様な学びのための予算の確保を図ること。
- (3) 包括的性教育の実施にあたっては、国際的な性教育の指針である「ユネスコ 国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を積極的に用いること。
- (4) 包括的性教育の実施にあたっては、児童生徒のみならず保護者や地域の方々にも学ぶ機会を提供すること。
- (5) 包括的性教育の実施にあたっては、産婦人科医や助産師をはじめとする性の専門家を外部講師として積極的に活用すること。

【回答】教育委員会 学校教育部 健康教育課

「国際セクシュアリティガイダンス」に示されている「包括的性教育」の内容は、学校における「性に関する指導」を進める上でも、大変参考になる内容であり、学校教育においても、「包括的性教育」と関連させた内容をカリキュラムに位置付け、発達段階に応じて教科等横断的に指導しています。

また、外部講師を活用した「性に関する指導」は、「包括的性教育」につながるものであり、子ども自身が適切な知識を身につけ、孤立する状況を減らしていくことのできる大変重要な教育であると考えております。そのため、保健衛生局と連携し、助産師を外部講師として活用する「思春期保健教室」を実施しています。

さらに、令和6年1月には、全校の養護教諭を対象に助産師から直接学ぶことができる研修会も実施しております。

このような「性に関する指導」の内容を保健だよりや学校保健委員会等を通して、保護者や地域の方々に発信しております。

教育委員会といたしましては、引き続き、関係団体・関係部局等と連携し、子どもの生き方に影響を与える「性に関する指導」を推進してまいります。

4. 学校における産婦人科医を活用したヘルスケアの実施

思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要な施策です。

思春期の女子の多くは、日常生活で何らかの活動制限などを意識することになり、性のトラブルも含めて、月経に対してネガティブな感情をいだきやすくなります。

また、月経や月経随伴症状で生理的範囲を逸脱した状況や障害・疾病と考える状況が起こることもあり、適切なアドバイスや診療を受けなければ、生涯の健康に甚大な影響を与えることもあります。

しかしながら、月経困難症やダイエット等による無月経、第二次性徴の遅れ、性感染症など、思春期の健康上の問題は学校健康診断では見過ごされているのが現状です。また妊娠の可能性がある場合も、適切なサポートを受けるために早期に相談できる体制を整えることが望まれます。

埼玉県が取り組む「プレコンセプションケア（思春期の将来の妊娠などを踏まえた健康）」に関する相談窓口機能としての体制強化にも繋がることから、中学校ならびに高等学校に産婦人科医を学校医として任用し、ヘルスケアに関する専門的な相談等を実施するよう要請します。

【回答】教育委員会 学校教育部 健康教育課

本市においては既に産婦人科医を学校産婦人科医として委嘱し、市立学校を対象に、健康相談・健康指導業務を行っています。

この事業は、学校が思春期における児童生徒の健康問題を早期に発見し、適切に対応することができるよう、学校産婦人科医が専門的な指導・助言等を行うことにより、学校教育の充実を図るとともに学校運営の円滑化に資することを目的としています。

教育委員会といたしましては、引き続き、市立学校等と連携し、生徒の健康問題を早期に発見し、適切に対応することができるよう推進してまいります。

5. 孤独・孤立者への支援

本年4月1日から「孤独・孤立対策推進法」が施行され、6月11日には、法に基づく重点計画が決定をされました。埼玉県では、既にポータルサイトを立ち上げ、ライフステージ別や悩み別に相談窓口を掲載するとともに、官民連携プラットフォームを設置し、支援のための知恵と資源を出し合う体制が構築されています。

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる段階において誰もが生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要です。

今後、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人の『つながり』が生まれる社会」を目指し、孤独・孤立対策を着実に推進していくため、次の事項を要請します。

- (1) 広く市民の孤独・孤立に対する関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な広報・啓発活

- 動を積極的に行うこと。
- (2) 県が進める官民連携プラットフォームについて、孤独や孤立を感じている方と行政とのつながりをさらに強固なものとするために、より身近な圏域でのプラットフォームを展開すること。
 - (3) 今後実施する一般市民を担い手とする「つながりサポーター」の養成の促進・普及を積極的に取り組みむこと。
 - (4) 社会構造の変化により家族や地域、職場などにおける人と人との「つながり」の希薄化が指摘される中、見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うこと。

【回答】 福祉局 生活福祉部 福祉総務課

孤独・孤立の問題は社会全体の問題であり、あらゆる分野において対策が必要とされることから、効率的・効果的な庁内推進体制を構築する必要があります。

そこで本市では、今年度、庁内関係課において検討を重ね、高齢・障害・生活困窮など、孤独・孤立の問題と隣接する分野の業務を所掌する福祉部門が対策全般の調整役を担うこととして、庁内推進体制を整理したところです。

今後につきましては、孤独・孤立対策に関する情報を整理した市ホームページを作成するなど、広報・啓発活動に努めるほか、孤独・孤立対策の検討を行う会議体を庁内に新たに設置し、官民連携プラットフォームの展開やつながりサポーターの養成、居場所・つながりづくり等に関して本市におけるあり方の検討を進めてまいります。

6. ひとり親家庭への支援

家計の維持とこどもの養育を一人で担い、経済的にも厳しい状況にあるひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、ひとり親家庭のこどもが、心身ともに健やかに成長できるような環境を整備していくことが求められています。

ひとり親家庭への支援については、安心して子育てをしながら経済的に自立をした生活ができるよう、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進し、ひとり親家庭の自立の促進に対する支援や、子育て・生活環境の整備を行うよう要請します。

また、支援を必要とするひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けることができるよう、ワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るよう要請します。

【回答】 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課

本市では、ひとり親家庭等の経済的自立に向けた支援を行うため、「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を設置し、生活相談や就業相談から就業支援講習会によ

る技能習得に至るまでの各種就労支援、各種給付金の支給など、生活の安定や自立促進に関する支援サービスを提供しております。また、子どもの健やかな成長のための養育費を確保することを目的として、弁護士による法律相談や未払い養育費の立替を実施するとともに、公正証書の作成費用等を助成しています。加えて、母子父子寡婦福祉資金貸付金の受付や母子福祉寡婦福祉会の運営補助を行っています。

引き続き、各支援施策について積極的な周知を行い、AIチャットボットシステムや市公式LINEアカウントでのセグメント配信等により支援情報を着実に提供し、ひとり親家庭に寄り添い自立に向けた支援について、取り組んでまいりたいと考えております。

7. 放課後児童クラブの機能強化

(1)「こどもの最善の利益」の視点に立ち、こどもに安全・安心な生活を保障する放課後児童クラブの役割を果たすために、事業の根幹を担う専門性を持った放課後児童支援員が必要です。支援員が自らの仕事を通して、放課後児童クラブの目的・役割を果たすため、次の事項を要請します。

- ①放課後児童支援員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかれること。
- ②こどもとの安定的なかかわりが継続できるよう、放課後児童支援員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ③放課後児童支援員の勤務時間として、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ④専任の放課後児童支援員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ⑤放課後児童支援員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されること。

【回答】 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課

①放課後児童支援員に求められる専門的な知識等に対する社会的合意につきましては、資質向上のための研修会の開催等を通じて、必要な知識等を継続的に検討するとともに、国の動向等を注視してまいります。

②放課後児童支援員の安定した雇用につながる取組みとして、民設放課後児童クラブへの委託料を継続的に見直すとともに、放課後児童支援員への処遇改善費補助の拡充等を行っているところです。

処遇改善につきましては、平成27年度に処遇改善費補助を開始し、平成30年度及び令和2年度には、補助基準額等を拡充して実施しております。また、令和4年2月からは放課後児童クラブで働く全職員を対象に、月額9,000円程度の賃金改善を行うための補助も実施しております。

今後につきましても引き続き、放課後児童支援員の定着の支援に努めてまいります。
③保育時間以外の周辺業務を行う勤務時間につきましても、国の育成支援体制強化事業を活用し、民設放課後児童クラブへの委託料に算定をすることで、準備時間が設けられる環境の整備に努めております。

④民設放課後児童クラブへの委託料を継続的に見直し、支援の拡充に取り組んでいるところではございますが、令和6年度におきましても、11月に本市の委託実施基準を改正し、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、現行の補助基準額に加え、「常勤の放課後児童職員を2名以上配置した場合」の補助基準額を創設いたしました。

引き続き、民設放課後児童クラブへの委託料の拡充等を通じて、本市の放課後児童クラブの充実に努めてまいります。

⑤放課後児童支援員の資質の向上を図るため、専門知識を持つ外部講師や関係部署の職員等による研修会を定期的を開催しております。

今後につきましても引き続き、研修会の充実に取り組んでまいります。

(2) 埼玉県は国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を作成し、埼玉県が目指す放課後児童クラブの望ましい基準を示しています。

しかしながら、埼玉県が毎年実施している「放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査結果（調査日令和5年5月1日現在）」によれば、支援の単位の規模40人以下の適正規模である支援の単位は、2,015か所のうち1,232か所で、全体の61.1%でした。また、1つのクラブを複数の支援単位に分ける場合に、支援の単位ごとに壁やパーティションで区切らずに実施している支援の単位は、2,015か所のうち530か所で、全体の26.3%となっています。

さらに、児童1人あたり設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている支援の単位は、2,015か所のうち1,482か所で、全体の73.5%でした。

「待機児童問題」「小1の壁」の解消は喫緊の課題ですが、保護者が安心して就労等ができるようにするとともに、遊びや生活を通じたさまざまな交流や助け合いなどにより、こどもの健全な成長・発達を保障し、その自立を支援する場所である放課後児童クラブは、子どもたちにとって短くない時間を過ごす場であるにも関わらず、居心地のいい場に必ずしもなっていません。

こども集団の規模の上限を超えて大規模化した放課後児童クラブを分割し、複数の「支援の単位」を置く場合や放課後児童クラブを新設する際には、次の要件を満たすよう要請します。

- ①生活をおくるうえでの基礎的な単位（生活集団）が、継続的に分けられていること。
- ②基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること。

【回答】 子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課

日頃から児童が安心して過ごせる生活の場として、ふさわしい環境を整えることは大変重要であると認識しております。

そのため、放課後児童クラブの支援の単位を分ける場合や放課後児童クラブを新設する場合には、基礎的な単位が継続的に分かれることを確認したうえで、設置の承認をしています。

また、同じ建物内で放課後児童クラブの支援の単位を分けることもありますが、階ごとで分ける等それぞれ独立した放課後児童クラブとして運営することや、児童1人当たりの遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画の面積が、おおむね1.65㎡確保できていることを確認したうえで、設置の承認をしています。

引き続き、児童が安心して過ごせるような施設整備の促進に取り組んでまいります。

8. 外国人児童生徒に対する日本語指導・支援体制の充実

言語や宗教、生活等の多様な文化的背景がある外国人児童生徒にとって、将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、日本語教育環境を整備することは重要です。

今後も在留外国人は拡大する見込みであり、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導等の充実を図るため、次の事項を要請します。

- (1) 外国人のこどもの就学状況が把握されるとともに、就学案内や就学勧奨の徹底により、公立小・中学校等への就学を希望する全ての外国人のこどもが就学することができること。
- (2) 市内すべての公立学校において、充実した日本語指導等を受けることができること。
- (3) 日本語指導が必要な全ての児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができること。
- (4) 外国人児童生徒が快適に学校生活を送るために、とりわけ重要なのは、保護者への情報伝達です。保護者と学校間における円滑なコミュニケーションが図られるよう、保護者に対する取り組みを充実すること。

【回答】教育委員会事務局 学校教育部 学事課

- (1) 就学機会を逸さないよう、学齢児童生徒に対しては、区民課の窓口で公立学校の就学案内をしております。さらに次年度入学の児童に対しては、公立小学校への「新入学通知書」を郵送する際に、5ヶ国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語）での案内を同封し、併せて埼玉県が認可している外国人学校についても紹介し、就学機会の確保に努めています。

【回答】教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課

(2) 今年度は、小学校11校、中学校10校計21校に日本語指導担当教員を配置し、指導を行っております。それ以外の学校につきましては、学校からの申請を受け、日本語指導員を派遣しており、日本語指導の申請があったすべての児童生徒に対して、日本語指導員の配置を行っております。

なお、今年度派遣申請を提出した学校につきましては、おおむね2週間以内に日本語指導員を派遣できており、基本的に児童生徒一人につき1日2時間、週2回の指導を行っております。

(3) 各学校に、埼玉県国際交流協会が行っている、「日本語を母語としない子どもと保護者の高校進学ガイダンス」を案内しております。

(4) 今年度、多言語電子連絡帳（E-tra ノート）の無料体験を希望する学校に実施し、保護者とのコミュニケーションが円滑に図れるよう支援を進めているところです。

【回答】経済局 商工観光部 観光国際課

学校等で外国人児童生徒やその保護者が日本語を話せない場合、国際交流センターが通訳者を派遣するなどの支援を行っております。

また、外国人向けのホームページにてやさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で市内にある日本語ボランティア教室に関する情報を発信しており、今後につきましても、外国人児童生徒やその保護者を含む外国人市民の方々に対し日本語学習機会の場について情報提供を行うことで、引き続き日本語教育環境の整備を推進してまいります。

9. こどもの多様な才能を開花させる「学びのサード・プレイス」の拡充

こどもの多様な好奇心・探究心を全て学校で満たすことは困難であり、また、それらの好奇心や探究心に応え、多様な才能を伸ばす努力は、これまで主に放課後の課外活動（部活動等）や各家庭の努力によって行われてきました。

しかしながら、課外活動や家庭の努力にも限界があり、こども一人ひとりが持つ「個性」「才能」「創造性」を一層伸ばすことのできる居場所が必要です。

学校外の民間事業者・大学・NPO等が中心となって、オンラインも活用した学びのコミュニティ「学びのサード・プレイス」を創出するよう要請します。

【回答】子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課

子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所づくりを進めることは、本市も大変重要

であると考えております。

これまで本市におきましては、子ども食堂や学習支援教室などを運営する事業者への補助を行うとともに、身近な居場所としての児童センターの運営等を実施してきたところです。

様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【回答】教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課

本市では、「放課後チャレンジスクール」「土曜チャレンジスクール」を市立小・中学校全校で実施しております（中学校は土曜チャレンジスクールのみ）。

チャレンジスクールは、子ども達が安心して過ごせる学校を会場とし、地域住民等で構成されたボランティアが、自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様なプログラムを実施しております。

今後も、子どもの多様な好奇心や探究心に応えられるよう、オンラインを含めたプログラムの充実に努めてまいります。

10. 労働者協同組合の活用促進

労働者協同組合は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする新たな法人組織であり、令和4年10月1日に法施行された以降、令和6年8月20日現在で102法人が設立されています。

引き続き、周知広報等を行うことで、円滑な法律の施行を図るとともに、多様な働き方が可能となる環境整備や多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取り組みを支援するために、NPO法人とも異なる新たな法人格である労働者協同組合の活用を促進するよう要請します。

【回答】経済局 商工観光部 労働政策課

労働者協同組合については、制度概要のパンフレット等の配架や、働く上で最低限身に付けておきたい法令・制度の基礎知識等をまとめた冊子「働く人の支援ガイド」へ概要を掲載し、周知啓発を図っています。

また、厚生労働省や埼玉県などの関係機関が実施する事業について、市ホームページで周知するとともに、埼玉県主催の情報交換会では他自治体と意見交換を交えた情報共有を図っています。今後も、引き続き、広く市民に周知を行うことで、労働者協同組合の活用を促進してまいります。

11. 地域での食育の推進

家族や誰かと共に食事をしながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点であり、共食を通じて食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する機会にもなります。また、健全な食生活を営めるよう、主食・主菜・副菜がそろった栄養バランスに優れた日本型食生活を実践することも重要です。

しかしながら、高齢者の一人暮らしが増加し、ひとり親世帯や貧困の状況にある子どもが一定数存在するなど、様々な家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、食育推進の観点から、地域の人々との多世代交流や子ども食堂など地域での様々な共食の場づくりを進めるよう要請します。

【回答】保健衛生局 保健部 保健衛生総務課

本市では「第4次さいたま市食育推進計画」を策定し、市民一人ひとりが健全な食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組んでおります。

ご指摘のとおり、近年では、核家族化の進展、共働き家庭の増加など、家族形態の変化や生活スタイルの多様化によって、家族団らんで食事をする機会が減少するなど、食生活をめぐる環境が大きく変化しています。また、野菜の摂取不足や脂質のとりすぎなど栄養バランスが乱れ、肥満や生活習慣病の増加が危惧されます。

要請いただきました地域での様々な共食の場づくりは、子どもから大人まで、市民一人ひとりが食への興味や関心、理解をさらに深め、健康で心豊かな生活を送るために重要と考えております。そのため、関係団体等と連携し、ふれあい会食サービス等の事業に取り組んでまいります。

12. 多様な食料の提供に向けた円滑な食品アクセスの確保

経済的理由により十分かつ健康的な食事がとれない者等に食品を提供するフードバンクや子ども食堂、フードパントリー等の取り組みが広がりを見せています。

一方、こうした取り組みは自立的な活動であるため、地域によってその支援に差がある場合や、同一・近隣地域で発生する規格外農産物や未利用食品などの食品ロスとの連携が十分でないなど、フードチェーンが繋がっていない状況は少なくありません。このように、地域によって食品アクセスの確保に関する現状や課題が異なることから、地域の実情に応じた対策が必要です。

地方公共団体を中心に生産者・食品事業者、フードバンク・子ども食堂、社会福祉協議会等の関係者が連携し、地域における円滑な食品アクセスの確保に取り組むよう要請します。

【回答】環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

地域における円滑な食品アクセスの確保については、平成30年に特定非営利活動法人フードバンク埼玉と協定を締結し、本市のフードドライブで回収した食品を提供

することで、同法人を経由して子ども食堂やフードパントリーなどへ配分される仕組みを構築してまいりました。

また、本市の食品ロス削減の取組であるチーム Eat All の参加事業者や農政部門等と特定非営利活動法人フードバンク埼玉との橋渡しを行うなどにより、多様な手段で食品アクセスの確保を図っているところです。

今後も関係各者との連携を密にし、地域における円滑な食品アクセスの確保に努めてまいります。